

出向者通信



No.4

2021年10月10日
J R 東海労働組合

黙っていては何も変わらない！

おかしいことには声を上げよう！

勤務時間の問題や交通費の不支給が改善される！

「出向者通信No.2・No.3」でお伝えしていた、労働時間に関するスリーエスでの変形労働時間の問題(労基法では30日の場合171時間、31日の場合176時間を超えてはいけない)について、「171時間と176時間の所定労働時間以内にします」。また、3日間の研修期間の交通費についても、不支給とされていたのを「支給します」とスリーエスの会社から連絡がありました。

**JR東海の責任において支払うべき交通費を、
出向会社に転嫁し責任逃れをするJR東海会社！**

しかし、スリーエスの担当者は「JR東海から言われたので交通費は支払うが、後でJR東海に請求する」と言っています

出向者だけが変形労働時間制の基準を適用されるのか！これまで、労基法を無視した勤務シフトを適用されていたり、理不尽な取り扱いをされていた事実はないだろうか！

JR東海会社は、今回のように労働時間や賃金面に関する問題を指摘もせず、わからなければ何でもありの出向先会社を社員に行かせようとしているのか！

これが「出向先や出向対象者は、適正な判断で選んだ！」と言えるのか！明らかにモノ言う社員・組合員を職場から放逐するための54歳原則出向である！

私たちJR東海労は、決して泣き寝入りせず出向先での問題や労働条件改善に向けて取り組んでいきます。

皆様のご意見・ご相談をお待ちしています！